

事後審査型条件付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき次の通り公告する。

令和8年9月17日

小山市長 浅野 正 富

1 入札対象工事

案 件 番 号	200
工 事 名	一級河川豊穂川整備に伴う特殊マンホール築造工事第1工区
工 事 場 所	小山市大字大行寺地内
工 期	令和9年3月25日（木）限り (繰越手続予定。標準工期153日間。) 契約締結日の翌日から45日を経過する日の翌日までに着手すること。
工 事 概 要	特殊マンホール築造 1 基 鋼管推進工（φ1000mm） 1 式
予 定 価 格	39,720,000 円(消費税等相当額を除く)
そ の 他	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間(任意着手方式)を設定した工事である

2 入札に参加できる者に必要な資格要件

小山市から令和7・8年度建設工事入札参加資格を受けている者で、開札日当日において下記の要件を満たしていること。

入札参加形態	単体
業 種	土木一式
ラ ン ク	A
建 設 業 許 可	特定又は一般
配 置 技 術 者	建設業法の規定に基づく技術者を配置できること。
現 場 代 理 人	現場代理人の兼務を認める。
地 域 要 件	令和8年度小山市建設工事業者競争入札参加資格者名簿において市内本店として登録されていること。
そ の 他	近接工事対象となる、「一級河川豊穂川整備に伴う特殊マンホール築造工事(令和7年度)」「大行寺地内配水管布設替工事(令和7年度)」「大行寺橋架け替えに伴う市道1179号線他道路整備工事その1(令和7年度)」「一級河川豊穂川河道整備工事その3(令和7年度)」「大行寺橋架け替えに伴う市道1179号線他道路整備工事その2(令和7年度)」「一級河川豊穂川河道整備工事その1」「一級河川豊穂川河道整備工事その2」「一級河川豊穂川河道整備工事その4」「一級河川豊穂川河道整備工事その3」を施工中でないこと。

3 入札日程等

参加申請書交付期間	本公告日から 令和8年10月1日（木） 午後4時まで	小山市ホームページからダウンロード(紙入札者) http://www.city.oyama.tochigi.jp/
参加申請受付日	本公告日の翌日 午前9時から 令和8年10月1日（木） 午後4時まで	提出方法: 電子入札システムにて申請すること。 紙入札者はFAXで提出し、電話連絡すること。
設計図書の閲覧期間	本公告日から 令和8年10月8日（木） 午後4時 まで	小山市ホームページからダウンロード http://www.city.oyama.tochigi.jp/ なお詳細設計書は契約検査課にて閲覧可
設計図書に関する 質問提出期間	本公告日から 令和8年9月28日（月）午前10時まで 書面により契約検査課(0285-22-9259)へFAXで提出し契約検査課へ電話連絡すること。 工事担当課： 小山市建設水道部道路課	
設計図書に関する 質問回答期限	令和8年9月30日（水） 午後2時から午後4時まで 回答は工事担当課から書面によりFAXで行う。	
入 札 方 法	電子入札	
入 札 書 宛 先	電子入札システム（紙入札者は契約検査課へ持参すること。（時間厳守））	
入 札 書 提 出 期 限	令和8年10月8日（木） 午後4時	
開 札 日 時	令和8年10月9日（金） 午前9時	
最低制限価格の適用	適 用	
開 札 場 所	入札室	
確 認 書 類 提 出 日	提出を求められた日の翌 日から起算して2日以内 (市の休日を除く。)	提出方法:FAXで提出し、電話連絡すること。 契約関係書類の受領時に原本を提出すること。
落 札 可 否 の 決 定	確認書類の提出を求められた日の翌日から起算して4日以内(市の休日を除く。) に電子入札システムにて通知するものとする。(紙入札者にはFAXにて通知する。)	

4 入札保証金等

入 札 保 証 金	免 除
契 約 保 証 金	契約金額の10%以上の納付
支 払 条 件	前 金 払：有 中間前金払：有 （契約締結時に中間前金払と部分払いいずれかを選択） 部 分 払：有 （中間前金払を選択した場合は請求出来ない）

但し、請負代金額(税込)が、前金払については、500万円以上、部分払については、1,000万円以上であること。

5 その他

- (1) 別紙事後審査型条件付き一般競争入札共通事項に示すとおりとする。
- (2) 公告日から開札の日において、小山市建設工事等請負業者指名停止基準による指名停止の期間中でないこと。
- (3) 競争参加資格確認申請の受付期限日において、次のアからウまでに定める届出の義務を履行していない者(当該届出の義務がないものを除く。)でないこと。
 - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務
- (4) 1 件の予定価格が 1 億 5 千万円以上の工事請負契約については、地方自治法第 96 条第 1 項 第 5 号の規定による議会の可決を得た日から本契約とする。

6 照会先

小山市理財部契約検査課工事契約係 TEL 0285-22-9323